

届出対象の行為を計画・準備

窓口等における事前相談・協議

波佐見町に届出書類の提出

(必要となる書類等の要件が整う)

届出 (書類の受理)

審査

景観計画形成基準に沿って適合を審査

適合

不適合

再協議

[変更]

[従わない場合]

勧告

[変更]

公表

変更命令

※ 建築物・工作物に係る  
形態・意匠に限る

[変更]

適合通知

行為の着手

30  
日  
以  
内